

国立大学法人福井大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される給与のうち、期末特別手当(ボーナス)については、役員の本給等に、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、学長が、その職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

本給月額の引下げ。
本給月額を0.3%程度引下げた。
期末特別手当(ボーナス)の支給割合の引上げ。
12月に支給する期末特別手当の支給割合を100分の170から100分の172.5に引き上げた。

理事

本給月額の引下げ。
本給月額を0.3%程度引下げた。
期末特別手当(ボーナス)の支給割合の引上げ。
12月に支給する期末特別手当の支給割合を100分の170から100分の172.5に引き上げた。

理事(非常勤)

改定なし

監事

本給月額の引下げ。
本給月額を0.3%程度引下げた。
期末特別手当(ボーナス)の支給割合の引上げ。
12月に支給する期末特別手当の支給割合を100分の170から100分の172.5に引き上げた。

監事(非常勤)

改定なし

注: 上記の改定は、何れも平成17年12月1日からの適用とした。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 18,386	千円 12,812	千円 5,144	千円 82 (寒冷地手当) 348 (単身赴任手当)		
理事 (4人)	千円 59,358	千円 40,701	千円 16,841	千円 812 (調整手当) 96 (通勤手当) 212 (寒冷地手当) 696 (単身赴任手当)	4月1日 1名	
理事 (非常勤) (2人)	千円 2,170	千円 1,920	千円	千円 250 (通勤手当)	4月1日 2名	3月31日 2名
監事 (1人)	千円 13,201	千円 9,384	千円 3,768	千円 49 (寒冷地手当)		3月31日 1名
監事 (非常勤) (1人)	千円 966	千円 960	千円	千円 6 (通勤手当)		3月31日 1名

注: 「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に勤務していた者が本学の役員に就任した場合において2年を経過するまでの間支給されるものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

職員数の適正化を図りつつ、国及び他の国立大学法人の給与水準との均衡を図り、適正な人件費の管理に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与水準を考慮し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職務評価等の結果を踏まえ、昇格、特別昇給、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
昇 格	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。ただし、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。
特別昇給	勤務成績が特に良好である場合、上位の号給に昇給させることができる。
昇 給	一定期間を良好な成績で勤務したときに、1号給上位の号給に昇給させることができる。
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における職員の勤務成績に応じて、決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

本給月額引下げ。
 一般職本給表(一)及びその他の本給表について、すべての級の本給月額を同率で引下げ(改定率△0.3%)
 扶養手当の引下げ。
 配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引下げ(13,500円→13,000円)
 初任給調整手当の引下げ。
 支給月額の限度額の引下げ(50,200円→50,000円)
 勤勉手当(ボーナス)の支給割合の引上げ。
 12月に支給される勤勉手当の支給割合の引上げ(0.7→0.725)

注：上記の改定は、何れも平成17年12月1日からの適用とした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 1131	歳 43.8	千円 6,912	千円 5,007	千円 52	千円 1,905
事務・技術	人 277	歳 46.4	千円 6,229	千円 4,534	千円 81	千円 1,695
教育職種 (大学教員)	人 458	歳 47.8	千円 8,761	千円 6,304	千円 38	千円 2,457
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 245	歳 34.8	千円 4,815	千円 3,512	千円 46	千円 1,303
技能・労務職種	人 33	歳 47.2	千円 5,226	千円 3,850	千円 60	千円 1,376
教育職種 (附属高校教員等)	人 19	歳 43.0	千円 7,504	千円 5,510	千円 56	千円 1,994
教育職種 (附属義務教育学校教員等)	人 30	歳 40.4	千円 6,645	千円 4,887	千円 59	千円 1,758
医療職種 (医療技術職員)	人 65	歳 38.0	千円 5,291	千円 3,863	千円 47	千円 1,428
その他医療職種 (看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
指定職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注:1. 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

2. 「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

3. 「教育職種(附属高校教員等)」には、附属養護学校教員を含む。

4. 「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

5. その他医療職種(看護師)及び指定職種については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 22	歳 39.5	千円 6,837	千円 5,069	千円 29	千円 1,768
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 20	歳 39.0	千円 6,853	千円 5,089	千円 32	千円 1,764
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員等)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注:1. 教育職種(附属高校教員等)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

2. 「教育職種(附属高校教員等)」には、附属養護学校教員を含む。

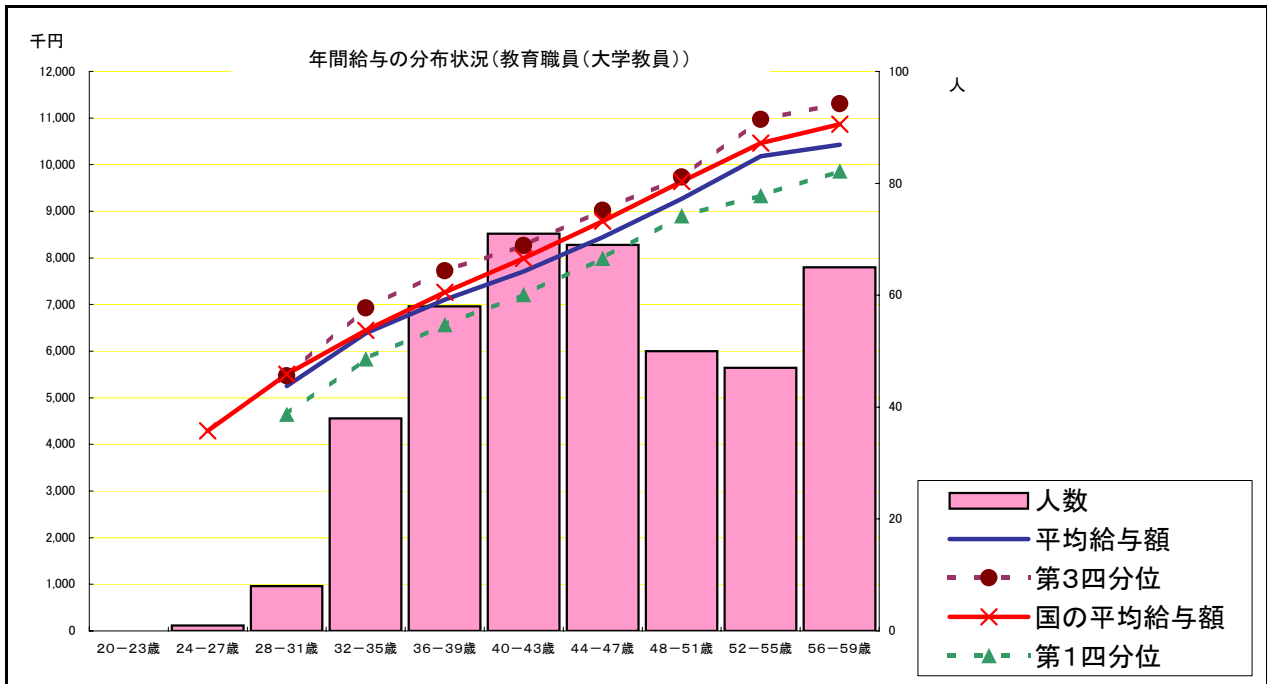
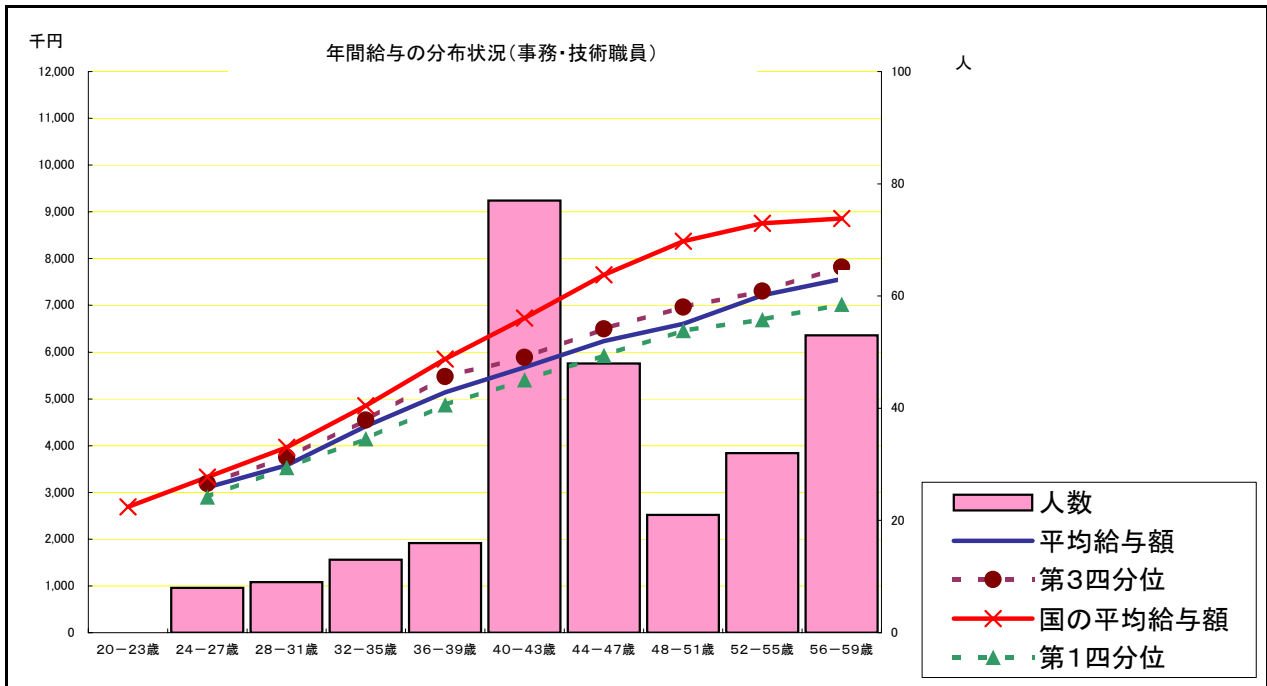
再任用職員	該当者なし	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術		人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)		人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)		人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)		人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員		人	歳	千円	千円	千円	千円
		45	37.2	3,768	3,014	59	754
事務・技術		人	歳	千円	千円	千円	千円
		7	53.9	3,861	2,890	109	971
教育職種 (大学教員)		人	歳	千円	千円	千円	千円
		1					
医療職種 (病院医師)		人	歳	千円	千円	千円	千円
		9	27.8	3,028	3,028	34	0
医療職種 (病院看護師)		人	歳	千円	千円	千円	千円
		12	40.8	4,491	3,276	66	1,215
教育職種 (学術研究員等)		人	歳	千円	千円	千円	千円
		4	31.3	3,111	3,111	31	0
医療職種 (医療技術職員)		人	歳	千円	千円	千円	千円
		11	30.0	3,251	2,420	56	831
その他医療職種 (看護師)		人	歳	千円	千円	千円	千円
		1					

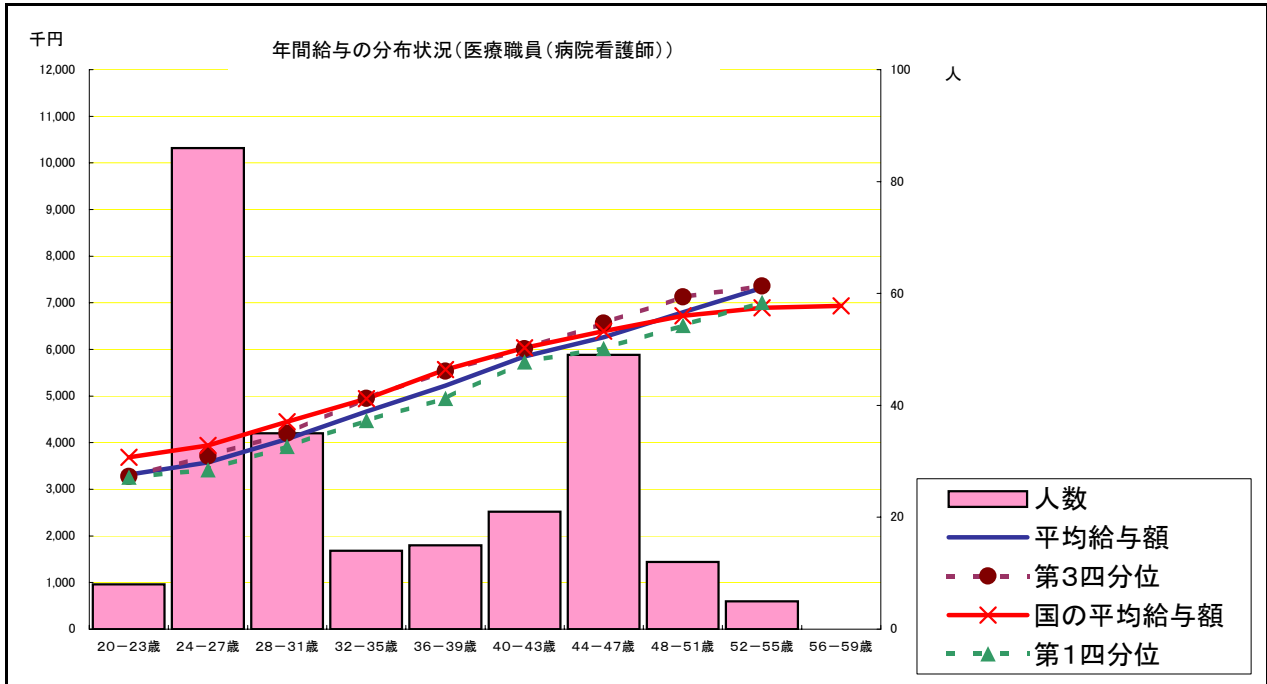
注:1.「教育職種(学術研究員等)」とは、先端的、学際的、総合的研究に従事する職種を示す。

2. 教育職種(大学教員)及びその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:24～27歳の該当者は、1名のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額については表示していない。



(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
部長	3	59.5	-	-	9,940	-	-
課長	18	55.3	7,844	7,844	8,454	8,881	8,881
課長補佐	24	55.5	7,022	7,022	7,216	7,377	7,377
係長	136	49.0	6,002	6,002	6,435	6,840	6,840
主任	71	40.9	5,186	5,186	5,352	5,628	5,628
係員	25	31.1	3,188	3,188	3,708	4,141	4,141

注: 1. 「課長」には、課長相当職である「室長」を、「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。
 2. 「部長」は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、四分位については記載していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
教授	173	56.0	10,052	10,052	10,628	11,263	11,263
助教授	138	44.7	7,919	7,919	8,414	9,015	9,015
講師	47	42.5	7,174	7,174	7,526	8,172	8,172
助手	90	40.4	6,155	6,155	6,535	7,003	7,003
教務職員	10	40.6	4,753	4,753	5,335	5,861	5,861

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
看護部長	1	-	-	-	-	-	-
副看護部長	3	51.5	-	-	7,312	-	-
看護師長	22	48.4	6,643	6,643	6,764	6,929	6,929
副看護師長	51	43.7	5,783	5,783	5,993	6,294	6,294
看護師	168	29.9	3,470	3,470	4,067	4,271	4,271

注: 1. 看護部長は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。
 2. 「副看護部長」は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、四分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)
／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級
標準的な職位		事務局長	事務局長	部長	部長	課長	課長補佐	課長補佐 係長
人員 (割合)	277人	該当者無し	該当者無し	該当者無し	3人 (1.1%)	8人 (2.9%)	17人 (6.1%)	53人 (19.1%)
年齢(最高 ～最低)		}	}	}	59 }	59 }	59 }	59 }
所定内給与 年額(最高～ 最低)		}	}	}	8,169 }	7,858 }	7,007 }	5,513 }
年間給与額 (最高～最低)		}	}	}	11,201 }	10,584 }	9,326 }	7,571 }
					8,613	8,490	7,232	6,567

区分	3級	2級	1級
標準的な職位	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	166人 (59.9%)	22人 (7.9%)	8人 (2.9%)
年齢(最高 ～最低)	56 }	42 }	28 }
	35	27	24
所定内給与 年額(最高～ 最低)	5,253 }	3,567 }	2,685 }
	3,401	2,362	2,120
年間給与額 (最高～最低)	6,959 }	4,867 }	3,537 }
	4,689	3,263	2,890

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	助教授	講師	助手	教務職員
人員 (割合)	458人	該当者無し	173人 (37.8%)	138人 (30.1%)	47人 (10.3%)	90人 (19.7%)	10人 (2.2%)
年齢(最高 ～最低)		}	64 }	64 }	60 }	62 }	51 }
			40	32	28	29	27
所定内給与 年額(最高～ 最低)		}	9,394 }	7,193 }	6,360 }	5,777 }	4,618 }
			5,653	4,056	3,481	3,365	2,777
年間給与額 (最高～最低)		}	12,934 }	9,899 }	8,572 }	7,590 }	6,342 }
			8,040	5,607	4,648	4,619	3,796

(医療職員(病院看護師))

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		看護部長	看護部長	看護部長 副看護部長	副看護部長 看護師長	副看護師長	看護師	准看護師
人員 (割合)	245人	該当者なし	1人 (0.4%)	3人 (1.2%)	22人 (9.0%)	51人 (20.8%)	168人 (68.6%)	該当者なし
年齢(最高 ～最低)		}	}	53 }	54 }	54 }	50 }	}
所定内給与 年額(最高～ 最低)		}	}	5,277 }	5,258 }	4,828 }	4,562 }	}
年間給与額 (最高～最低)		}	}	7,449 }	7,357 }	6,642 }	6,257 }	}
				7,129	6,111	4,639	3,079	

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)
／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	65.2%	67.7%	66.5%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.8%	32.3%	33.5%
	最高～最低	42.3～31.7%	42.9～29.6%	42.7～30.6%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	66.4%	68.8%	67.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.6%	31.2%	32.3%
	最高～最低	39.7～30.5%	37.9～28.6%	36.2～29.5%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	65.8%	67.9%	66.9%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.2%	32.1%	33.1%
	最高～最低	36.4～32.3%	34.0～30.2%	35.1～31.2%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	66.4%	68.7%	67.6%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.6%	31.3%	32.4%
	最高～最低	36.4～31.5%	34.1～29.1%	35.1～30.4%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.7	68.1	66.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.3	31.9	33.1
	最高～最低	40.4～31.7	37.9～29.1	35.9～30.9

注:当法人における管理職員(医療職種(病院看護師))は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	83.9
対他の国立大学法人等	97.5

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一))	96.7
対他の国立大学法人等	95.4

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	94.8
対他の国立大学法人等	97.7

注: 1. 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出
2. 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標/(医療職員(病院看護師))について

昨年度の指標算出の集計の際に誤りがあり、本来、集計対象外となっていた特殊勤務手当(夜間看護手当)を、集計に算入していたことから、今年度の比較指標が大きく落ち込む結果となった。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	10,011,214	10,065,210	△ 53,996	(△ 0.54)	△ 53,996	(△ 0.54)
退職手当支給額 (B)	931,335	673,278	258,057	(38.33)	258,057	(38.33)
非常勤役職員等給与 (C)	1,286,071	1,216,353	69,718	(5.73)	69,718	(5.73)
法定福利費、福利厚生費 (D)	1,394,786	1,393,798	988	(0.07)	988	(0.07)
最広義人件費 (A+B+C+D)	13,623,406	13,348,639	274,767	(2.06)	274,767	(2.06)

総人件費について参考となる事項

1. 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

① 給与、報酬等支給総額の対前年度比減の要因について

本給月額引下げ(改定率△0.3%(平成17年12月1日改定))及び支給人員の減(対前年度比3名(月平均))による。

② 最広義人件費の対前年度比増の要因について

- (1) 退職手当支給人員の増(対前年度比 24名)。
- (2) 看護体制維持及び患者サービス向上を目的とした職員(契約職員・パート職員)の増員。
- (3) 教育環境の向上を図り教育職員(パート職員)を増員。
- (4) 外部資金(受託研究費及び科学研究費等)の増による研究員(契約職員・パート職員)の増員。

2. 中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策

- ① 教職員定員の管理について、全学的な視点から最適な定員配置を決定する。
- ② 定員管理は、役員会での検討を経て、学長が決定する。
- ③ 教員、職員等の定員区分に捉らわれず、必要に応じ定員を計画的・効果的に設定する。
- ④ 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」	10,011,214 千円
・基準年度(平成17年度)の「人件費予算相当額」	10,353,002 千円

3. 「非常勤役職員等給与」について

受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

IV 法人が必要と認める事項

特になし